



議会懇談会 11月1日

～議員と語ろう「まちづくり」～



令和元年度議会懇談会を地域交流センターゆうで開催し、午後の部(15時～)に10名、夜間の部(18時30分～)に15名、合計25名の参加がありました。

今年、議会運営委員長から議会の概要を説明した後、班に分かれて市民の皆さんと懇談を行い、

- 議会の開催時間等について
- 人口減少対策について
- 少子高齢化対策について
- 小中学校適正配置の進捗状況について

- 砂川高校の支援について
 - 各イベントのあり方について
 - 駅前地区整備について
 - 空き店舗対策について
 - 砂川駅のエレベーター設置について
 - 乗合タクシーについて など
- さまざまなご意見をいただきました。

市議会では、各会派や各議員の活動などを通じて、寄せられたご意見等について、市政における取り組むべき課題として解決や改善に向けて一所懸命取り組んでいきます。



参加者アンケートでは、次のようなご意見をいただきました。(一部掲載)

- 参加者が少ないが、増やす工夫はないのですか。
- もっと市民に伝わるように情報発信が必

要だと思えます。

- 懇談会を開催する取組みは良いことと思います。
- テーマを決めていただいで話し合うほうが助かります。

議会懇談会実施報告書は、市役所(中2階情報発信コーナー)、公民館、図書館、市立病院及び地域交流センターゆうでご覧いただけます。
また、市議会ホームページでもご覧いただけます。



第4回定例会 12月9日~11日

議案等の主な内容と審議結果

第4回定例会は、令和元年度一般会計補正予算のほか、条例の制定・一部改正14件、規約の制定1件の議案16件及び監査報告など報告2件が審議されました。

このうち、議案16件は、本会議での総括質疑を行った後、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会に付託し、慎重な審査が行われ、各議案は原案のとおり可決すべきものと決定され、本会議で予算審査特別委員会の審査結果が報告され、各議案は簡易による採決の結果、原案のとおり可決されました。

また、第3回定例会で決算審査特別委員会に付託されました平成30年度各会計決算の認定を求める議案6件については、決算審査特別委員会の審査結果が報告され、いずれも報告のとおり認定されました。

補正予算

★令和元年度砂川市一般会計補正予算

今回の補正予算は、47万円を追加し、総額126億101万5千円としたものです。

◎総務管理費465万5千円（上砂川線・滝川美唄線・滝川奈井江線バス運行に要する経費）

◎徴税費5万5千円（市税の賦課事務に要する経費）

条例

★砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する必要な事項を定めるため、本条例を制定したものです。

★砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報及び要配慮個人情報定義を明確化するとともに、条文を整理す

るため、2条例の一部を改正したものです。

★職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、会計年度任用職員に関する規定を整備するとともに、条文を整理するため、9条例の一部を改正したものです。

★職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の趣旨に基づき、国家公務員の措置を踏まえ、正規の勤務時間以外の時間における勤務の規定を改めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正したものです。

★砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

国家公務員の給与改定に準じ、本市議会議員の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正したものです。

★砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正したものです。

★砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

国家公務員の給与改定に準じ、本市職員の給料月額及び勤労手当を改定するため、本条例の一部を改正したものです。

★砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る規定を改めるとともに、条文を整理するため、3条例の一部を改正したものです。

